

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

財務(支)局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集(売出)

有価証券の種類】(1)

【今回の募集(売出)金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限(円)	

【これまでの募集(売出)実績】(4)

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額 (円)	減額による訂正年月 日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月 日	募集(売出) 金額(円)	償還年月日	償還金額 (円)	減額による 訂正年月日	減額金 額(円)

実績合計額(円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	
----------	--	-------------	--	-------------	--

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) _____円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5) _____
 名称 _____
 (所在地) _____

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集			
計(総発行株式)			

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件

計	—		—
---	---	--	---

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(円)	引受けの条件
計	—		—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売 出 価 額 の 総 額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3) 【売出社債(短期社債を除く。)】

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額(円)	売 出 価 額 の 総 額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

2 【売出しの条件】

売 出 価 格(円)	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証 拠 金 (円)	申 込 受 付 場 所	売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託契 約の内容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対 する所有議決数 の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】 (6)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

5【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2【統合財務情報】

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

第三部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日__
__財務(支)局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日__財務(支)局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(年 月 日)までに、
臨時報告書を 年 月 日に__財務(支)局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に__財務(支)局長
に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第四部【保証会社等の情報】(8)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(2) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の発行価額又は売出価額の総額

を募集又は売出しごとに記載すること。

なお、当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

(3) 発行登録書の内容

- a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
- b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
- c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(4) これまでの募集(売出)実績

- a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。
- b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
 - (d) 今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの

発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

(5) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(6) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで(株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。)に準じて記載すること。

(7) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(8) 保証会社等の情報

今回発行登録により募集又は売出しを行う社債が保証の対象となっている場合には、当該保証をしている会社について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」のうち「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において当該保証をしている会社に関する保証会社情報が記載されている場合には、その旨の記載を行うことにより当該保証会社情報の記載を省略することができる。また、今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。